

令和6年度事業報告

令和6年中における県内の刑法犯発生件数は、51,667件（前年比+2,014件）で、令和4年以降3年連続で増加しました。

特に高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺被害の発生件数は、1,588件（前年比+252件）、被害金額は約53億円（前年比+約22億円）で、これまでにない被害状況となり、併せて、各世代が被害者となっているロマンス詐欺、SNS型投資詐欺による被害の増加や匿名・流動型犯罪グループやいわゆる闇バイトによる強盗事件が発生するなど、県民の安全安心に対して不安感を与えている状況でありました。

令和6年度中は、こうした治安情勢のなか、県警察、県、市町村等関係各機関・団体との連携の下、以下の事業に取り組みました。

1 防犯思想の普及・高揚事業

(1) 地域安全活動の推進

ア 全国地域安全運動中央大会への参加

9月26日都内で開催された「全国地域安全運動中央大会」に、地域安全功労者・功労団体受賞者とともに参加した。

イ 防犯のまちづくり県民大会の開催

全国地域安全運動期間中の10月18日、「埼玉会館大ホール」において、県、県警察及び当協会が共催し、防犯功労者・功労団体、防犯ポスターコンクール入選者等を表彰した。

また、防犯ボランティア代表の浦邊敏夫氏により、地域全体で手を携え、共に力を合わせて「防犯のまちづくり」に取り組んでいくとの力強い大会宣言がなされた。

ウ 各地区大会の支援

毎年秋の全国地域安全運動に呼応して、各地区防犯協会、警察署及び市町村等の共催で開催される「防犯のまちづくり地区大会」の開催を支援し、防犯キャンペーンや大会において使用する広報用チラシを始め、ポケットティッシュ等各種防犯グッズを作成・提供した。

エ 春季における地域安全活動週間における支援

入学・卒業、入社時期にあわせ、新入学児童・生徒や新たに社会人となった女性等を対象に、犯罪被害等の防止を目的に、県警察及び各地区防犯協会と協力し、新入学児童を対象とした「4つの約束」を始め、各種啓発用パンフレット等を作成・提供し

犯罪防止に関する広報、指導啓発活動を支援した。

オ 地域安全運動の強化

地区防犯協会、防犯ボランティア及び関係機関・団体と連携し、地域安全活動を推進し、各警察署が取り組む犯罪抑止活動を支援するとともに、地域安全運動の趣旨や重点等を周知して、自主防犯意識の高揚や地域安全運動の強化に努めた。

(2) 防犯思想の広報・啓発活動の推進

ア 機関紙「地域安全ニュース BOUHAN」による広報・啓発活動

犯罪発生状況を始め、防犯のノウハウ、防犯ボランティアの活動状況等幅広い防犯情報を掲載した機関紙を2回、計35,000部発行し、各地区防犯協会、警察署、自治体等を通じ広く県民に配布し、防犯意識の普及・高揚に努めた。

イ ホームページによる広報・啓発活動

当協会ホームページにより、各種取組事業や各種防犯イベント、地域安全情報、防犯のノウハウ等を適時紹介し、タイムリーな広報・啓発活動を実施した。

ウ 防犯広報パンフレット、チラシ等の作成・配布活動

[防犯ポスター・チラシ]

- ・ 地域安全運動用防犯ポスターコンクール入選作品ポスター・・・・・・・・ 400 枚
- ・ 地域安全運動用チラシ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20,000 枚
- ・ 自転車盗難防止用チラシ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40,000 枚
- ・ 二輪車盗難防止強化運動ポスター及びチラシ・・・・・・・・・・・・ 230 枚
- ・ 映画タイアップ防犯ポスター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 900 枚

[小冊子・パンフレット]

- ・ 4つの約束・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,000 部
- ・ 防犯ボランティア活動マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,600 部
- ・ 新時代のサイバー犯罪徹底攻略BOOK・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,190 部
- ・ 住宅に対する侵入強・窃盗被害防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,800 部

[ポケットティッシュ]

- ・ 自転車盗被害防止用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4,500 個
- ・ 振り込め詐欺被害防止用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000 個
- ・ 安全で安心なまちづくり啓発用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6,000 個
- ・ 子ども女性の犯罪被害防止用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,000 個
- ・ 住宅盗難被害防止啓発用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,000 個

[その他]

- ・ 防犯手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,791 冊

- ・ 地域安全運動用啓発品 8,000 個
- エ ビデオ、DVDの貸出しによる広報・啓発活動

振り込め詐欺被害防止を始め、少年非行防止、薬物乱用防止、いじめ問題、その他各種犯罪防止に関するDVDを県民に無料で貸し出し(延べ133回、前年度比+5回)小・中学校、高校における健全育成教育及び地区防犯協会による市民防犯講座等において、視覚に訴えた効果的な広報・啓発活動を積極的に推進した。

2 犯罪の予防等に対する協力・援助事業

(1) 特殊詐欺被害防止活動

埼玉県特殊詐欺撲滅官民合同会議に参画し、地域社会や家族間における被害防止を促進して、特殊詐欺が発生しにくい環境づくりを構築するため、多角的な広報を通じて県民に被害防止を訴えた。

また、被害防止対策として、(公財)全国防犯協会連合会が行う優良防犯電話設置事業を活用し、自動録音警告機1,700個を県警察と連携し、特殊詐欺被害に遭いやすい高齢者宅を中心に設置した。

(2) 車両に関する盗難被害防止活動及び街頭犯罪被害防止活動への支援

自転車、バイク、自動車に絡む盗難事件は、犯罪総数の増加要因となっていることから、一般社団法人自転車防犯協会及び埼玉県二輪車普及安全協会と協力し、自転車防犯登録及びダブルロックの徹底、二輪車盗難防止チラシを作成し、地区防犯協会を通じて配布し、盗難被害防止活動を推進した。

また、女性の被害が多いわいせつ事案や子どもに対する声掛け事案の防止を図るため、街頭キャンペーンやDVD等映像資料の貸し出し、広報パンフレット、チラシ等を作成し、地区部防協会を通じて配布し被害防止活動を推進した。

(3) 万引き防止に向けた犯罪防止活動への支援

県、県警察、民間企業及び関係団体で構成する「埼玉県万引き防止官民合同会議」に参画して、「万引きをしない・させない・許さない」のスローガンを掲げ、県警察、関係団体と連携し、広報・啓発活動に取り組んだ。

(4) 薬物乱用防止対策への協力・支援

小・中・高校生の年少期からの体系的な予防学習に役立てるため、薬物乱用防止に関するDVDを教育機関等に貸出しするなど、広報・啓発活動を推進した。

(5) 盗品流通防止活動と古物標識等の普及促進

古物商に対する、盗品等の流入防止など適正営業を促すため、協会ホームページで古物商の営業に必要な「許可標識・行商従業者証」などの斡旋を行うなど、広報・啓発活

動を推進した。

(6) 暴力団や不法滞在外国人等の排除への協力

県警察と連携し、風俗営業所管理者講習及び風俗営業許可申請に伴う現場調査の機会を活用し、暴力団との付き合い根絶や不法滞在外国人雇用排除の指導・啓発に努めた。

(7) サイバー犯罪抑止活動への支援

ア サイバーセキュリティ推進会議定期総会への参加

6月11日、県、県警察、学術機関及び関係団体で構成する、「サイバーセキュリティ推進会議」に参画し、サイバー空間の安全と秩序の確立を図るという活動計画に対する認識を深め、各種機会を通じて県民に対するサイバー犯罪の被害防止の普及に努めた。

イ 埼玉県コンピュータ・ネットワーク防犯連絡協議会への参加

5月17日、県警察と産業界等で構成する、「埼玉県コンピュータ・ネットワーク防犯連絡協議会」の定期総会及びセミナーに参画し、埼玉県警察サイバー局員が講師となった、インシデント対応訓練等に参加し、インシデント発生時に必要な対応や通報要領等への理解を深めるとともに、県民に対してネットワークに係る犯罪被害防止の啓発を行った。

(8) 痴漢犯罪抑止活動への支援

鉄道警察隊による、痴漢防止キャンペーンに参加するとともに、スマートホンの画面を見せることで助けを求めることや音声による警告などができる、痴漢撃退ツール「埼玉県警察痴漢撃退 Web アプリ」の製作を支援した。

また、県警察、鉄道事業者及び学校関係者で構成される、埼玉県鉄道痴漢防止連絡会議に参画し、県内における痴漢犯罪状況や関係機関の取組状況を把握し、県警察、関係機関と連携し、痴漢犯罪の撲滅について広報、啓発活動に取り組んだ。

3 防犯団体相互の連絡調整及び協力・支援事業

(1) 地区防犯協会職員連絡会議の開催

令和7年2月5日、さいたま市浦和区所在の埼玉会館において、地区防犯協会職員連絡会議を開催し、県警察による「県内における治安情勢」の教養が行われた他、各種事務手続きの確認、各種課題に対する意見交換等を通じ、当協会との情報共有を図り一層の連携強化に努めた。

(2) 防犯ボランティアの育成と支援

ア 中核となる防犯ボランティアへの支援

(ア) 活動マニュアル等の作成・提供

毎年、委嘱される地域防犯推進委員の効果的活動に資するため、活動内容をイラスト入りで解説した「地域防犯推進委員の活動マニュアル」5,600部を作成し、各地区防犯協会を通じて提供し、防犯ボランティアの育成を促進・支援した。

(イ) 防犯ボランティア研修会の開催

10月29日さいたま市大宮区所在のレイボックホール（市民会館おおみや）において県内のボランティアリーダー等50名の方が参加し研修会を開催した。

研修会では、県警察から「犯罪情勢について」教養を受けた後、全国各地で子どもの見守り活動や防犯ボランティア活動の重要性の講演を行っている、市民防犯インストラクター武田信彦氏から「防犯活動のコツ、子どもの防犯対策等」について講義を受けた後、参加者同士の交流と活動中における身を守るコツの実技講習を受け、地域防犯の担い手としてのスキルアップと防犯ボランティア活動を継続することの重要性について学んだ。

イ 次世代防犯ボランティアの育成支援

(ア) 委嘱式の開催等

県内在住、在学の学生を中心に結成された学生ボランティア「クリッパーズ」の活動を育成・支援し、活性化を促進するため、委嘱式の開催や功労に対する表彰を後援した。

(イ) 次世代学生ボランティアリーダー研修会の開催

11月23日さいたま市南区所在のさいたま市文化センターにおいて、県内の高校・大学にて防犯ボランティア活動を行っている学生等19名が参加し研修会を開催した。

研修会では、日本ガーディアン・エンジェルス小田啓二理事長による「防犯パトロール養成講座」が行われ、防犯パトロールにおける心構えや要領等を教わった後、ガーディアン・エンジェルスのメンバーと共に街中に出て実践的なパトロールを実施し、パトロール実施後の検討会において、気づいた点（危険個所、不安な点、安全・安心な点等）を班ごとに発表し、防犯パトロールの重要性など、今後の活動に役立つ実践的な研修を行った。

(3) ボランティア保険の加入促進

（公財）全国防犯協会連合会と連携し、一人一人のボランティアが、安心して防犯パトロールやキャンペーン活動ができるよう、各地区防犯協会を通じて、271団体、20,714人の保険加入を促進し、積極的な防犯ボランティア活動を促進・支援した。

尚、令和6年度の保険使用状況は3件3名（骨折等の重傷2、活動中の急変1）であった。

(4) 青色回転灯付防犯パトロール車の整備

(公財) 全国防犯協会連合会が(一財) 日本宝くじ協会の助成を受けて実施する青色回転灯付防犯パトロール車整備事業を活用し、継続的な働きかけを通じて1台の寄贈を受け、西入間地区防犯協会の毛呂山町で活動する、防犯ボランティア「ゆず」に配置し運用を開始した。

4 防犯功労者等の表彰事業

(1) 全国防犯協会連合会表彰

多年にわたり、防犯思想の普及、高揚等地域の防犯活動に尽力し、犯罪防止に多大な功労のあった本県の個人及び団体に対し、9月26日都内明治記念館で開催された、全国地域安全中央大会において、全国防犯協会連合会会長及び警察庁長官との連名により、防犯栄誉金章6名、防犯功労団体1団体、功労ボランティア団体2団体が表彰状を授与されたほか、防犯栄誉銀章12名、防犯栄誉銅章36名が表彰された。

(2) 関東防犯協会連絡協議会表彰

多年にわたり防犯活動に功労のあった個人及び団体を対象に、関東防犯協会連絡協議会会長及び関東管区警察局長の連名により、本県から防犯功労者17名、防犯功労団体3団体、特別功労者1名及び特別功労団体2団体が表彰された。

(3) 埼玉県防犯協会連合会表彰

「埼玉県防犯のまちづくり県民大会」において、多年にわたり地域安全思想の普及高揚等、地域の防犯活動に尽力し、犯罪防止に多大な功労があった防犯功労者及び防犯功労団体(78名、37団体)について、埼玉県防犯協会連合会会長及び埼玉県警察本部長の連名による表彰を行った。

(4) 防犯ポスターコンクール入選者の表彰

県内の小・中・高校生及び一般を対象に防犯ポスターを募集し、応募総数3,627点の中から、厳正な審査を経て、最優秀5名、優秀10名及び佳作45名の入選者を決定し、「埼玉県防犯のまちづくり県民大会」において表彰するとともに、ホームページや県民大会プログラム等に掲載したほか、入選作品を防犯ポスターの図案等に採用し、広報資料として活用した。

5 風俗環境浄化に関する事業

(1) 風俗営業所管理者講習の開催

埼玉県公安委員会から委託を受け、埼玉県風俗環境浄化協会として、延べ10回の講

習会を開催、342 店舗、318 名の風俗営業所管理者に対し、風営適正化法の概要、管理者の任務、心構え等を内容とする法定講習を実施し、併せて、青少年の非行防止、暴力団排除及び不法就労外国人の排除等に関する協力を要請した。

(2) 風俗営業許可申請時の調査

埼玉県公安委員会から委託を受け、埼玉県風俗環境浄化協会として、風俗営業許可申請等に伴う現場適否調査を合計 218 件実施し、埼玉県公安委員会に実施結果の報告を行い、善良な風俗環境の保持に貢献した。

(3) 風俗環境に関する苦情等の処理

風俗環境に関する要望・苦情・問合せ等を受理し、関係機関に通報して改善措置を求めるなど、有害環境の排除に努めた。

(4) 少年指導委員の活動に対する理解の促進

風俗営業管理者講習等の機会を通じ、管理者に対し、営業所に対する少年指導委員の立入りは、法令の根拠に基づき、少年健全育成のために行われていることを理解させ、少年指導委員の円滑な立入りが行えるよう協力を要請した。

6 風俗環境浄化に関する広報・啓発活動事業

(1) 風俗営業所管理者講習における広報・啓発

風俗営業所管理者講習に際し、風俗営業管理者ハンドブックを配布し、法令の知識を始め、年少者雇用の禁止、暴力団排除及び不法滞在外国人排除など、管理者として行うべき業務について、指導・啓発を通じて適法営業を促し、風俗環境の浄化に寄与した。

(2) 風俗営業許可申請等の調査時における広報・啓発

風俗営業許可申請等に際し、現場調査において営業者や管理者に対し、年少者雇用の禁止、暴力団及び不法滞在外国人雇用の排除に加え、少年指導委員の立入りについて、業態や現場環境に応じ、分かり易く説明するとともに、協力を要請し、善良な風俗の保持に寄与した。

(3) 風俗営業許可申請書類等の普及啓発

風俗営業許可及び構造変更等の申請における適正な書類作成を目的に、埼玉県行政書士会との意見交換会を開催し、申請時における適正な書類作成要領等について指導を行い、円滑な許認可事務の推進に努めた。